

[美容所 施設基準]

| | | |
|--|---------------|----------------------|
| 1 常に清潔に保つこと。 2 消毒設備を設けること。 3 採光、照明及び換気を充分にすること。 4 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 | 美容師法 第13条 | |
| 5 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。 6 洗場は、流水装置とすること。 7 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。 8 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。 9 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5cm ³ 以下に保つこと。 | 省令 第26,27条 | 法13条1号 法13条3号 |
| 10 美容所は、区画を設け、居室と区別すること。 11 作業室(待合場所、洗場(洗髪場所を含む。))及び美顔術を行う場所を除く。次号において同じ。)の面積は 9.9m²以上 とすること。 12 作業室に置くことができる美容用いすの数は、作業室の床面積が 9.9m²の場合は4脚まで 可能。更にいすを増加させる場合は、 1脚につき2m² を加えた作業室が必要。 13 作業室(待合場所を除く。)に 流水式の洗髪設備 を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他の知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。 14 コールド液の 第1液、第2液 及び 消毒薬品 は、それぞれ別個に保存すること。 15 皮ふに接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な容器を備えること。 16 自動車に設備を設けて業を行う美容所にあつては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。 | 市条例 第5条 | 法13条4号 |

